

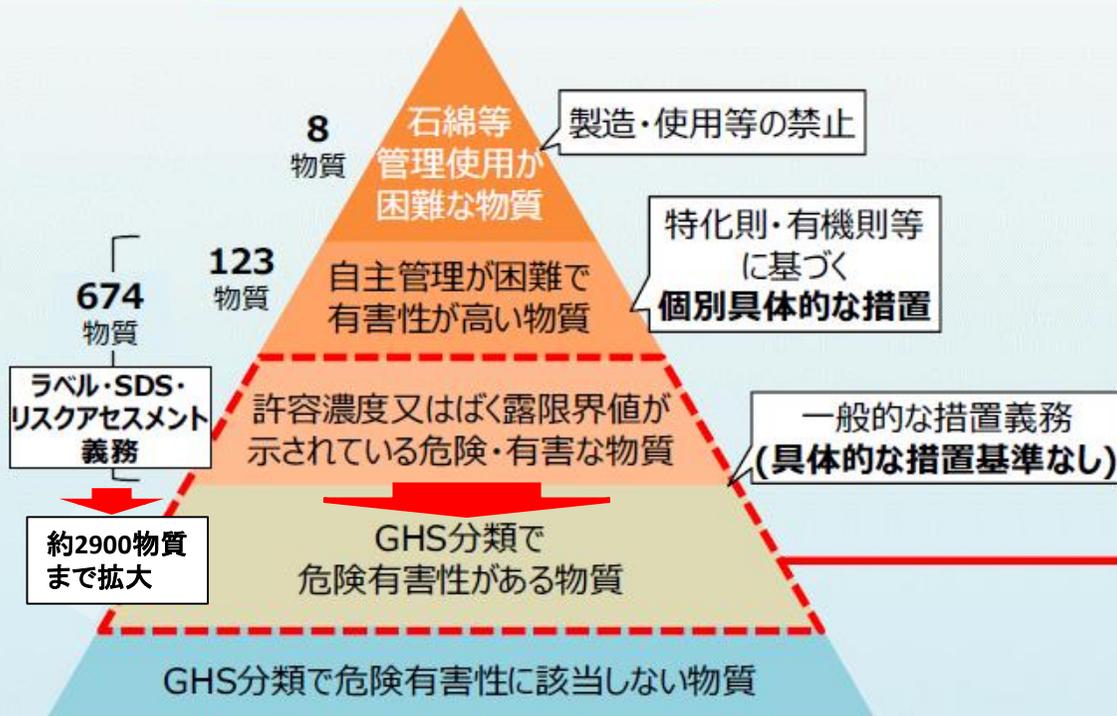


化学物質管理に関する留意点について

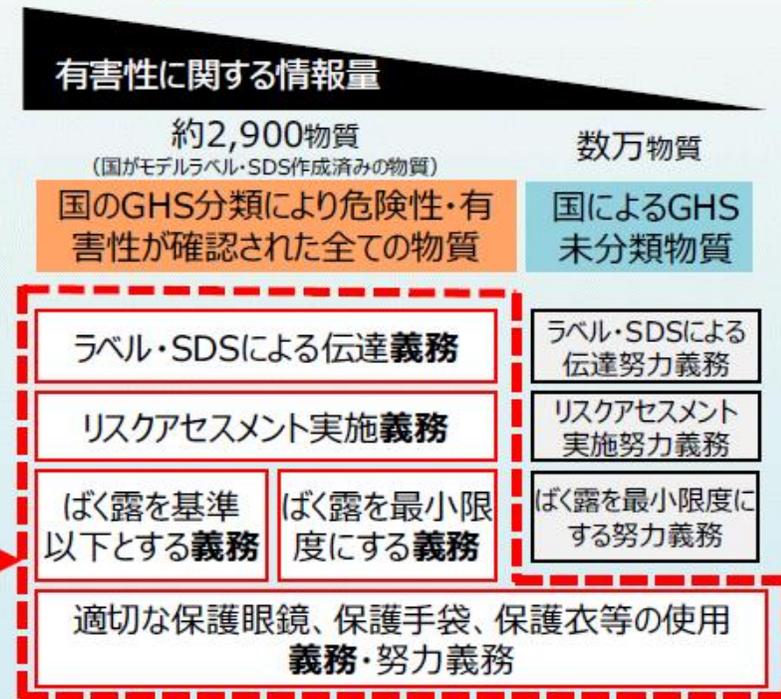
東京労働局 労働基準部
健康課 長澤英次

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外のカテゴリーで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

その後も新たにGHS分類がされた物質の中から追加

分野	化学物質政省令改正主要項目	関係条文
化学物質管理体系の見直し	①ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質拡大	安衛令別表第9
	②リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務（ばく露の程度の低減等）	安衛則577条の2
	③皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	安衛則594条の2・3
	④衛生委員会の付議事項（自律的管理の実施状況の調査審議）	安衛則22条
	⑤がん等の把握強化（1年以内に2人以上同種がん罹患時の措置）	安衛則97条の2
	⑥リスクアセスメント結果等の記録	安衛則34条の2の8
	⑦労働災害発生事業場等への指示	安衛則34条の2の10
	⑧リスクアセスメント対象物健康診断・濃度基準値超え時の健康診断	安衛則577条の2
確立実施体制の	⑨化学物質管理者の選任	安衛則12条の5
	⑩保護具着用管理責任者の選任	安衛則12条の6
	⑪雇い入れ時教育（取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育）	安衛則35条
情報伝達の強化	⑫SDS通知方法の柔軟化（HPや2次元コードの活用）	安衛則34条の2の5
	⑬「人体に及ぼす作用」の確認・更新（5年以内ごとに変更要否確認他）	安衛則34条の2の5
	⑭SDS通知事項の追加等（用途・使用上の注意・重量%表示ほか）	安衛則34条の2の4他
	⑮別容器等での保管時の措置（ラベル表示や文書交付により伝達）	安衛則33条の2
その他	⑯管理水準良好事業場の特別規則適用除外（局長の認定による）	特化則・有機則 鉛則・粉じん則
	⑰作業環境測定結果が第三管理区分事業場の措置強化	
	⑱特殊健康診断の実施頻度の緩和（作業環境測定等の結果による）	特化則・有機則・鉛則 四アルキル則

化学物質管理で押さえておきたいポイント

1 リスクアセスメント対象物を使用しているのか？

2 化学物質管理者を選任しているか？（則12条の5）

3 化学物質のリスクアセスメントを実施しているか？（法57条の3）

4 リスクアセスメント結果に基づき、ばく露低減措置を講じているか？
（則577条の2）1項

5 リスクアセスメントの結果、保護具によりリスク低減を図ることとしている場合
保護具着用管理責任者を選任しているか？（則12条の6）

6 濃度基準値が定められている物質を使用しているか？

濃度基準値以下とする
（則577条の2 2項）

7 がん原性物質を使用しているか？

健診個人票・ばく露状況記録 30年保存
（則577条の2 5項・11項）

8 皮膚等障害化学物質を使用しているか？

保護具を使用させる
（則594条の2）

リスクアセスメント対象物とは？

(ばく露の程度の低減等)

則第577条の2 事業者は、**リスクアセスメント対象物**を製造し、又は取り扱う事業場において・・・

(改正省令施行通達 R4.5.31 基発0531第9号)

本規定における「リスクアセスメント」とは、**法第57条の3第1項の規定**により行われるリスクアセスメントをいうものであり・・・

第34条の2の7 法57条の3第1項の**危険性又は有害性等の調査**(主として一般消費者の生活の用に供される製品にかかわるものを除く、以下「**リスクアセスメント**」という。)

法第57条の3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、**法第57条第1項の政令で定める物^①**及び**通知対象物^②**による**危険性又は有害性等**を調査しなければならない。

①**法第57条第1項の政令で定める物**・・・施行令第18条・施行令別表9に掲げる物他

②**通知対象物**・・・法第57条の2において定義されている・・・

= 法第56条第1項の物(製造の許可が必要な物質)

リスクアセスメント対象物 = 令第18条に掲げる物 + 法第56条第1項の物

(施行令別表9に掲げる物他)

リスクアセスメント対象物の検索サイトについて

リスクアセスメント対象物かどうか？
職場のあんぜんサイトで検索すると簡単です。
物質名またはCAS番号で検索可能

🔍 職場のあんぜんサイト

今回の労働安全衛生法令の改正で、リスクアセスメント対象物質が、**危険有害性が確認されている物質全て**※に拡大されるのに伴い、厚生労働省では、化学物質管理をサポートするポータルサイト「ケミガイド」を公開しております。

このサイトでは、化学物質の管理や災害事例を中心に紹介をしていますので、是非ご利用ください。

※ 令和6年度現在対象となっている約900物質から順次拡大し、令和8年4月に約2300物質となり、その後も危険有害性が確認された物質を追加していきます。

🔍 厚生労働省 ケミガイド

化学物質管理について「自分の職場にも関係するかも」と思った方には、より詳しく紹介しているサイトとして「ケミサポ」がございます。

「ケミサポ」では、法律に従って自分たちで自律的に化学物質の管理を進める手順を、詳しく説明しています。

🔍 労働安全衛生総合研究所 ケミサポ



(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能、事業場内の労働者から選任することが原則

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(3) 職務（安全衛生規則第12条の5に規定）

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施とばく露防止措置の管理、自律的な管理に関わる各種記録作成保存と労働者への周知教育ほか（譲渡提供事業場はSDS交付、労働者への周知教育）

(4) 資格要件

リスクアセスメント対象物の製造事業場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的講習※1の修了者 ・ 同等以上の能力を有する者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	<p>資格要件なし (準ずる講習※2の受講を推奨)</p>

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	30分
	化学物質の危険有害性	2時間半
	関係法令	1時間
	化学物質の危険性または有害性の調査	3時間
	化学物質の危険性または有害性の調査の結果に基づく措置	2時間
実習	化学物質の危険性または有害性の調査とその結果に基づく措置	3時間

労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）
化学物質管理専門家の要件該当者

※1 専門的講習：令和4年9月7日 化学物質管理者講習告示・学科9時間 実技3時間

※2 化学物質管理者講習に準ずる講習：令和4年9月7日基発0907第1号 令和5年7月14日基発0714第8号 学科6時間

リスクアセスメント対象物へのばく露の程度の低減等

労働安全衛生規則第577条の2 1項

2023(R5).4.1施行

(ばく露の程度の低減等)

第577条の2 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果**等**※に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を**最小限度**にしなければならない。

※過去にリスクアセスメントを実施していれば、その結果に基づき、ばく露低減措置を講じてください。
過去に実施していなければ、それ以外の情報に基づきばく露低減措置を実施。
(結果等の「**等**」にはクリエイト・シンプルな結果などを含みます。)

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

(改正省令施行通達 R4.5.31 基発0531第9号)

本規定における「リスクアセスメント」とは、法第57条の3第1項の規定により行われるリスクアセスメントをいうものであり、安衛則第34条の2の7第1項に定める時期において、**化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針**

(平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)

(改正 令和5年4月27日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号) に従って実施すること。
ただし、事業者は、化学物質のばく露を最低限に抑制する必要があることから、同項のリスクアセスメント実施時期に該当しない場合であっても、ばく露状況に変化がないことを確認するため、過去の化学物質の測定結果に応じた適当な頻度で、測定等を実施することが望ましいこと。

リスクアセスメントについて

①リスクアセスメント対象物以外の化学物質については労働安全衛生法第28条の2に基づき「**危険性又は有害性等についてのリスクアセスメント**」が必要。(平成17年の法改正で新設) **努力義務**

対象業種：製造業・建設業・運送業・清掃業など 施行令第2条第1号、2号に掲げる業種

②リスクアセスメント対象物については労働安全衛生法第57条の3に基づき「**化学物質のリスクアセスメント**」が必要。(平成26年の法改正で新設) **義務** **対象業種**：全業種が対象

①危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (平成18年3月10日 指針公示第1号)

①-2 危険性又は有害性等の調査等に関する指針について (平成18年3月10日 基発第0310001号)

②化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (平成27年9月18日 指針公示第3号)

②-2 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について (平成27年9月18日 基発0918第3号)

改正前の指針に基づくリーフレット

①



①危険性又は有害性等の調査等に関する指針リーフレット

②



②化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針リーフレット

化学物質リスクアセスメント指針及び通達の改定について

今般、下記省令等の策定に伴い化学物質リスクアセスメント指針及び通達について所要の改正を行ったもの

- 1 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）
- 2 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づく下記の通達
 - ・厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号）
 - ・化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

「化学物質リスクアセスメント指針」

（平成27年9月18日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）

（改正 令和5年4月27日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について

「第3号通達」

（平成27年9月18日 基発0918第3号）

（改正 令和5年4月27日 基発0427第3号）



指針及び通達

化学物質リスク低減措置の内容

労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特別則に規定がある場合は、その措置を講ずる必要がある。
優先順位 1 (代替物)

- ・ **危険性または有害性のより低い物質への代替**

例 濃度基準値やばく露限界がより高い物質

GHSまたはJISZ7252(GHSに基づく化学品の分類方法)に基づく危険性または有害性の区分がより低い物質に代替 (※危険有害性が不明な物質を、危険性または有害性が低いものとして扱うことは不可)

- ・ **化学反応のプロセス等の運転条件の変更**

例 温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす

- ・ **取り扱う化学物質等の形状の変更等またはこれらの併用によるリスクの低減**

例 化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う

優先順位 2 (密閉化)

- ・ **リスクアセスメント対象物に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等の工学的対策**

- ・ **リスクアセスメント対象物に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置の設置等の衛生工学的対策**
(リスクアセスメント対象物の有害性による)

優先順位 3 (作業手順)

- ・ **作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策**

作業手順の改善、立入禁止措置のほか、作業時間の短縮、マニュアルの整備、ばく露管理、警報の運用、複数人数制の採用

- ・ **教育訓練、健康管理等作業者を管理する対策**

優先順位 4 (最終手段として保護具)

- ・ **リスクアセスメント対象物の有害性に応じた有効な保護具の選択、使用**

対象物および性能を確認した上で有効と判断される場合に使用する

保護具の選定に当たっては、必要に応じてその対象物および性能を製造者に確認する

有効な保護具が存在しない、入手できない場合は、優先順位 1 から 3 の措置により十分にリスクを低減させるように検討する

保護具着用管理責任者の選任の義務化

労働安全衛生規則第12条の6

2024(R6).4.1施行

(保護具着用管理責任者の選任等)

第十二条の六 化学物質管理者を選任した事業者は、**リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは**、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

- 一 保護具の適正な選択に関すること。
- 二 労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- 三 保護具の保守管理に関すること。

2 前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること。

3 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、第一項に掲げる業務をなし得る権限を与えなければならない。

4 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者（基本通達に記載）

- ① 化学物質管理専門家
- ② 作業環境管理専門家
- ③ 労働衛生コンサルタント
- ④ 第1種衛生管理者又衛生工学衛生管理者
- ⑤ 衛生関係の作業主任者
- ⑥ 安全衛生推進者
- ⑦ 「保護具着用管理責任者教育」受講者（6時間教育）

濃度基準値設定物質への対応

労働安全衛生規則第577条の2 2項

2項

2024(R6).4.1施行

2 事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

濃度基準値設定物質については、労働者がばく露される程度を基準値以下にする必要がある。（令和6年4月施行分67物質・令和7年10月施行分+112物質）

※特化則等の特別規則の適用のある物質は2重規制を避けるため濃度基準値設定せず

本規定の「厚生労働大臣が定める濃度の基準」については、順次、厚生労働大臣告示で定めていく予定。濃度基準値が定められるまでの間は、日本産業衛生学会の許容濃度、米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値（TLV-TWA）等が設定されている物質については、これらの値を参考にし、これらの物質に対する労働者のばく露を当該許容濃度等以下とすることが望ましいこと。

本規定の労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認する方法には、次に掲げる方法が含まれること。この場合、これら確認の実施に当たっては、別途定める事項に留意する必要があること。

- ① 個人ばく露測定の実測値と濃度基準値を比較する方法、作業環境測定（C・D測定）の実測値と濃度基準値を比較する方法
- ② 作業環境測定（A・B測定）の第一評価値と第二評価値を濃度基準値と比較する方法
- ③ 厚生労働省が作成したCREATE-SIMPLE等の数理モデルによる推定ばく露濃度と濃度基準値と比較する等の方法

濃度基準値設定物質について

濃度基準値：一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めている物質（濃度基準値設定物質）ごとに、労働者の健康障害を防止するために超えてはならないばく露の程度として、厚生労働大臣が定める濃度の基準値のこと。
濃度基準値には、八時間濃度基準値及び短時間濃度基準値（天井値を含む。）が設定されている。

1 令和5年4月27日 基発0427第1号 **2024(R6).4.1施行**
労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める
濃度の基準の適用について
(令和5年厚生労働省告示第177号) 67物質



通達



告示

2 令和6年5月8日 基発0508第3号 **2025(R7).10.1施行**
労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき
「厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める
濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について
(令和6年厚生労働省告示第196号) 112物質



通達



告示

※特化則等の特別規則の適用のある物質は2重規制を避けるため濃度基準値設定せず

(参考) 職場の安全サイトからエクセル形式でダウンロード可能
物質名・CASNo.・8時間濃度基準値・短時間濃度基準値・試料採取
方法・分析方法・物質用途を記載

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc11.html>



職場の安全サイト

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針

令和6年5月8日 技術上の指針公示第26号

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針

令和5年4月27日技術上の指針公示第24号
改正 令和6年5月8日技術上の指針公示第26号※
※別表の下線部については令和7年10月1日適用

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針を次のとおり公表する。

1 総則

1-1 趣旨

- (1) 国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。さらに、化学物質による休業4日以上¹の労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）のうち、特別規則（有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）をいう。以下同じ。）の規制の対象となっていない物質に起因するものが約8割を占めている。また、化学物質へのばく露に起因する職業がんも発生している。これらを踏まえ、特別規則の規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性や有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備や拡充を前提として、事業者が危険性や有害性に関する情報を踏まえたリスクアセスメント（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の3第1項の規定による危険性又は有害性の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）を実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施するための制度を導入することとしたところである。
- (2) 本指針は、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）と相まって、リスクアセスメント対象物（リスクアセスメントをしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物をいう。以下同



化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(全40ページ)

安衛則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）及びその適用、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法、物質の濃度の測定における試料採取方法及び分析方法並びに有効な保護具の適切な選択及び使用等について、法令で規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に規定したものを。

事業者は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 事業場で使用する全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握した上で、リスクを見積もること。

(2) 濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための労働者の呼吸域における物質の濃度の測定（以下「確認測定」という。）を実施すること。

(3) (1)及び(2)の結果に基づき、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用という優先順位に従い、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施すること。その際、濃度基準値が設定されている物質については、労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下としなければならないこと。

①がん原性物質 (労働安全衛生規則第577条の2第5項関係)

②がん原性指針 (労働安全衛生法第28条第3項関係)

根拠

①がん原性物質 約200 ②がん原性指針の物質 40 指針物質との重複17

①がん原性物質 (通達で規定)

晩発性(長い潜伏期間の後)の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、当該労働者が離職した後であっても、当該記録を作成した時点から30年間保存することとしている。(令和4年)

②がん原性指針・・ばく露低減措置等の健康障害防止のための適切な取扱い等を事業者を求める指針で規定している。(平成24年)(令和2年に改定)

対象物質

①がん原性物質・・国が行う化学物質の有害性の分類の結果 発がん性の区分が区分1に該当するもの

②がん原性指針・・日本バイオアッセイ研究センターにおける哺乳動物を用いた長期毒性試験の結果から、哺乳動物にがんを生じさせることが判明した化学物質

(ヒトに対するがん原性は確定していないものの、労働者が当該物質に長期間ばく露した場合にがんを生ずる可能性が否定できないことから対象としている)

(「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの(案)に関する意見募集について」のパブリックコメント(令和4年12月26日) 番号15抜粋)

労働安全衛生法第28条第3項(現5項)の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針(令和2年2月7日付け健康障害を防止するための指針公示第27号。以下「がん原性指針」②という。)は、対象となる物質について、ばく露低減措置等の健康障害防止のための適切な取扱い等を事業者を求める指針であり、作業の記録等を30年間保存する義務を課す対象物質を定める今回の告示①とは趣旨が異なります。

このため、がん原性指針の適用対象物質と、今回の告示で定めるがん原性物質の両方に該当する物質については、作業の記録等を30年間保存するとともに、引き続き、がん原性指針に基づき適切な取扱いをお願いいたします。また、がん原性指針に指定されている物質のうち、発がん性区分1以外の物質については、本告示に基づくがん原性物質には該当しませんが、引き続き、がん原性指針に基づき適切な取扱いをお願いいたします。

(労働安全衛生規則第594条の2・3) 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければならない。

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者 (則594条の2)

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具を使用させる(義務)

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者 (①の労働者を除く) (則594条の3)

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具を使用させるよう努める(努力義務)

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか (①)		努力義務 → 義務
ないことが明らかでない (②)		努力義務
ないことが明らか		(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質

(施行通達)

本規定の「皮膚等障害化学物質等」には、国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの及び別途示すもの（令和5年11月9日付け通達）が含まれること。

(皮膚刺激性有害物質) 約850物質

国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されている物質」

(皮膚吸収性有害物質) 296物質

「皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らか物質」

皮膚等障害化学物質(1148物質) (特化則等で規定されているもの含む) については厚生労働省HPからエクセル形式でダウンロード可能です。

「不浸透性保護具使用義務物質リスト」というタイトルのリストをクリックする

皮膚等障害化学物質 リスト

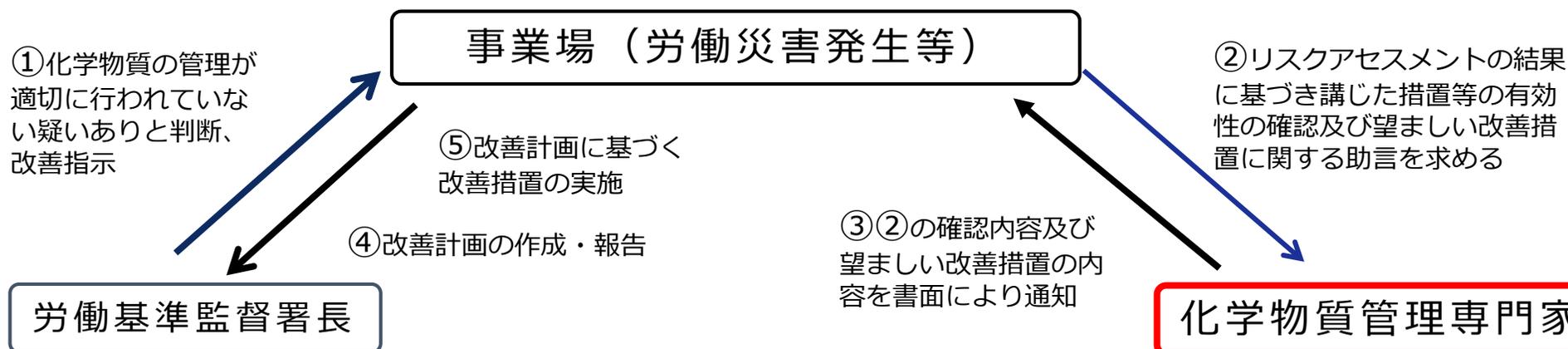
検索

化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

労働安全衛生規則第34条の2の10

2024(R6).4.1施行

(改善の指示等) 労働基準監督署長は、化学物質による労働災害が発生した、又はそのおそれがある事業場の事業者に対し、当該事業場において化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると認めるときは、当該事業場における化学物質の管理の状況について改善すべき旨を指示することができる。



化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示で定めている。

- ・労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)の登録を受け、5年以上化学物質の管理に係る実務経験を有する者
- ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験を有する者
- ・作業環境測定士として6年以上実務経験を有し、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者(33h)
- ・その他

労働安全コンサルタント(化学)であって、5年以上化学物質に係るコンサルタント業務の経験のある者

日本労働安全衛生コンサルタント会の「生涯研修制度」のCIH労働衛生コンサルタント

日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は海外のインダストリアルハイジニスト等資格者

日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクター

衛生管理士(労働衛生工学)であって、5年以上化学物質の管理に係る衛生管理士の業務経験のある者

化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

2023(R5).4.1施行

(特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2及び粉じん則第3条の2関係)

(化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外) 例として有機則第四条の二を一部抜粋
この省令(第六章(健康診断)及び第七章(保護具)の規定(第三十二条及び第三十三条の保護具に係る規定に限る。)を除く。)は、事業場が次の各号に該当すると当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が認定したときは、第二十八条第一項の業務(第二条第一項の規定により、第二章、第三章、第四章中第十九条、第十九条の二及び第二十四条から第二十六条まで、第七章並びに第九章の規定が適用されない業務を除く。)については、適用しない。

- ①認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家が配置され、当該事業場における各特別規則等に係るリスクアセスメントの実施と結果に基づく措置等の実施に関して管理している。
- ②過去3年間に、化学物質等の休業4日以上死傷災害無、各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分、各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいない。
(粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいない)
- ③過去3年間に、1回以上、リスクアセスメントの結果等内容について、当該事業場に属さない化学物質管理専門家による評価を受け、評価の結果の措置が適切に講じられている。
- ④過去3年間に、事業者が当該事業場について労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反していない。

ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

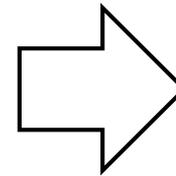
2023(R5).4.1施行

(特化則39条第4項、有機則29条第6項、鉛則53条第4項、四アルキル則22条第4項)

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できる。

特殊健診の
実施頻度

6月以内に1回実施

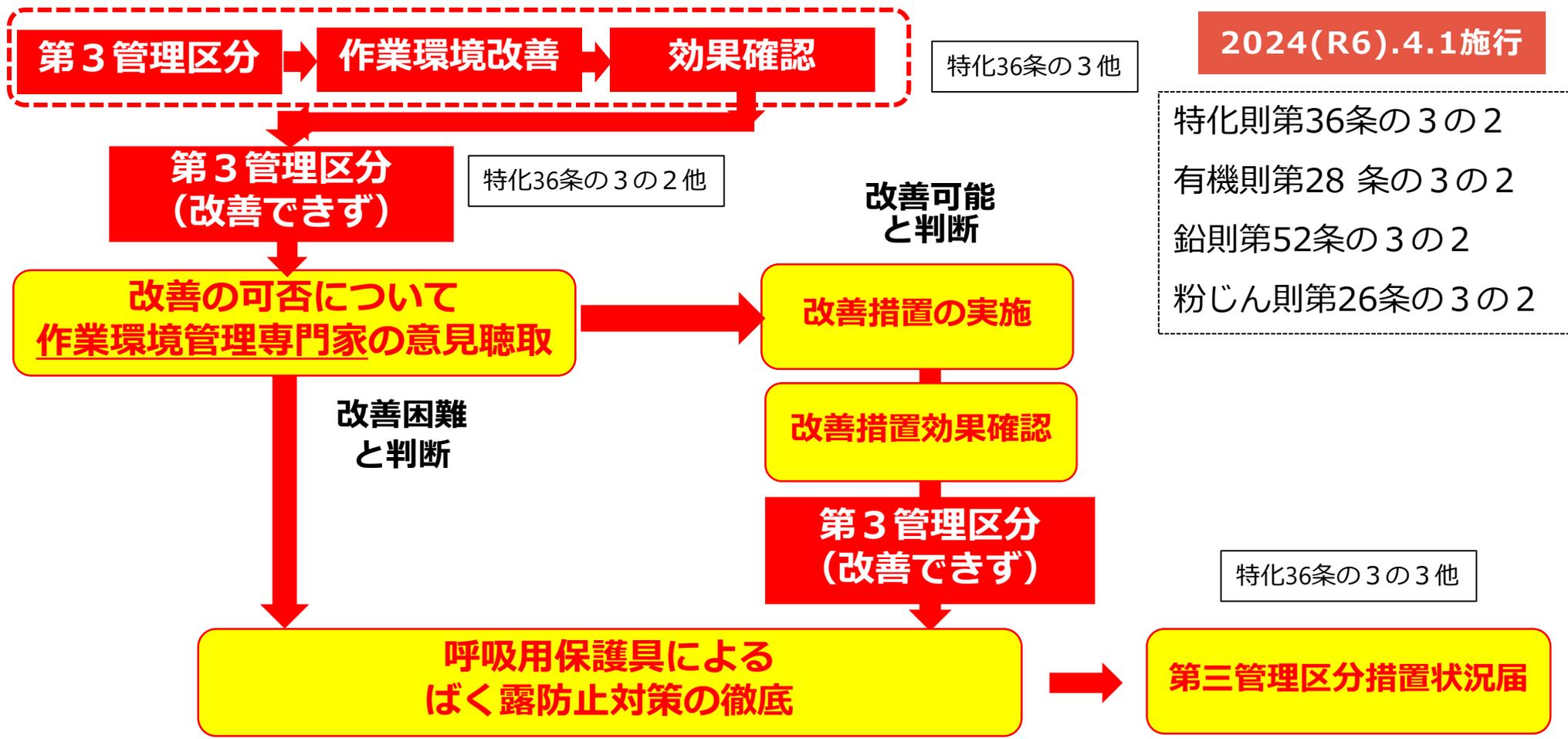


1年以内に1回実施

下記要件を全て満たすことが必要

- ①当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。（※四アルキル鉛を除く。）
- ②直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。
- ③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。

作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化



(1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- ①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の**作業環境管理専門家**の意見を聴くこと。
- ②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

(2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

- ①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。
- ③保護具着用管理責任者を選任し、（2）①、②及び（3）①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④(1)①の**作業環境管理専門家**の意見の概要及び(1)②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署長に届出を提出すること。

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ①6月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による特定化学物質等の濃度測定（※2）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※3）させること。
- ②1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。

(4) その他

個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間（粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間）保存すること。

作業環境管理専門家の要件は、

- ①化学物質管理専門家としての要件を有する者
 - ②労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）又は労働安全コンサルタント（化学）の登録を受け、3年以上化学物質の管理に係る実務経験を有する者、
 - ③衛生工学衛生管理者として6年以上実務経験を有する者、作業環境測定士として6年以上実務経験を有する者、
- その他これと同等以上の能力を有すると認められる者。

化学物質関係政省令改正の資料について

厚生労働省HPに政省令改正関係全般について資料を掲載していますのでご確認ください。



The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The main heading is '化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ~労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容~'. Below the heading, there is a section titled '■新たな規制の概要' (Summary of new regulations) with a brief introduction and a list of specific regulations being amended, such as '特定化学物質障害予防規則' and '有機溶剤中毒予防規則'.



厚生労働省HP

HP掲載内容

- ・ 新たな規制の概要・本改正の主なポイント・関係法令・関係通達等・報道発表資料
- ・ パブリックコメントに寄せられた意見・対象物質一覧・よくあるお問い合わせ
- ・ 参考資料・テキスト・動画・マニュアル・相談窓口

省令改正の施行通達についてもご確認ください。

施行通達

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について
令和4年5月31日 基発0531第9号 全34ページ
最終改正 基発0508第3号 令和6年5月8日



省令改正の施行通達

パブリックコメントについて

パブリックコメント(意見公募)手続とは、行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するものです。これは平成17年6月の行政手続法の改正により新設された手続です。

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The navigation bar includes links for 'Home', 'News & Information', 'Policy', 'About the Ministry', 'Statistics & White Papers', 'Regulations', and 'Applications & Information Disclosure'. The main content area is titled 'パブリックコメント(意見公募)' (Public Comment (Opinion Solicitation)). Below the title, there is a section 'パブリックコメントとは' (What is Public Comment?) and a sidebar with a menu containing 'News & Information', 'Ministry of Health, Labour and Welfare Basic Policy', 'Ministerial Council Meeting', 'Information Release', 'Events & Meetings', and 'Public Participation' (highlighted). A red arrow points from the 'Public Participation' menu item to a detailed document page.

規則改正案について寄せられた意見について回答が記載されている。
(非常に参考になります)

The document page shows the title '「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」' and the date '令和4年5月31日'. It states that 146 responses were received out of 152 submitted. A table at the bottom summarizes the responses.

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	SDS等による情報伝達の強化で、ホームページのアドレスを伝達することにより通知する方法について、 ・アドレスを伝達し、そこからSDSを手続きを求めることで譲渡提供者はSDSの交付義務を果たしたことになるのか。 ・ホームページのアドレスの伝達による	譲渡を行う事業者は、SDSをインターネットにより提供しようとする場合は、相手方にSDSが掲載されたホームページアドレスや二次元コード等を伝達するとともに、その閲覧を求めることにより、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第57条の2第1項の通知を実施したことになります。この場合、例えば当該物

パブリックコメント



厚生労働省HP（化学物質による労働災害防止のための新たな規制について）の最後の方に化学物質関係のパブコメをまとめて掲載している。



制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口
(テクノヒル株式会社 化学物質管理部門)

電話 050-5577-4862

テクノヒル 相談窓口 検索

受付時間 平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）
※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

メールでのお問い合わせも受け付けています。
詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>



化学物質管理強調月間について（令和7年2月）

1. 趣旨

現在、国内で使用されている化学物質は数万種類にのぼり、化学物質による労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の対象となっていない物質によるものが約8割を占めている。これに対応するため、厚生労働省では、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てを対象として、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが適切に選択、実施すること（自律的管理）を基軸とする新たな規制を導入し、本年4月に施行したところである。

新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は、順次拡大され、令和8年4月までに、約3,000物質程度が指定される予定である。これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。

また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、これまで化学物質の管理の経験の少ない中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要となる。

また、国際的には、令和5年9月に第5回国際化学物質管理会議において採択された「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）ー化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において環境と労働分野が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

環境省では、こうした国際的な潮流も踏まえつつ、持続可能な社会の実現に向け、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進すること等により、環境の保全上の支障の未然防止を図っているところである。

このような背景を踏まえ、厚生労働省と環境省が連携し、令和6年度を初年度とし、毎年2月に化学物質管理強調月間を展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

2. スローガン 公募により決定する。

3. 期間 毎年2月（2月1日～2月28日）（第1回は令和7年2月）

4. 実施体制 主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会
実施者：各事業者

5. 実施事項

（1）主唱者・協力連携者・協賛者

（ア）化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

（イ）スローガン等の選定

（ウ）雑誌等を通じた広報

（エ）事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等の開催

（オ）「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

（カ）化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

（キ）事業者の実施事項についての指導援助

（ク）その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

（ケ）（ア）～（ク）の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

（2）実施者

（ア）事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

（イ）スローガン等の掲示

（ウ）化学物質管理に関する優良職場、功績者等の表彰

（エ）有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

（オ）化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

（カ）日常の化学物質管理の総点検



化学物質関係リーフレットについて

作業環境測定の結果、**第三管理区分にあたる作業場**がある事業場の皆さまへ

第三管理区分の作業場での作業には、測定に基づき適切な呼吸用保護具を使用しましょう

厚生労働省では、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則と粉じん障害防止規則に基づき実施される作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、作業環境の改善が困難な作業場において引き続き作業を行う場合の呼吸用保護具選定のための測定の測定方法等の新たな告示[※]を制定しました。
改正告示は、**2024（令和6）年4月1日から施行・適用**されます。
※ 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の適用等について（令和4年厚生労働省告示第341号）

第三管理区分とは 空気中の有機溶剤等の濃度の平均が管理濃度を超えるなど、作業環境管理が適切でないと判断される状態

作業環境測定の流れ

これまでの規制

- ① 作業環境測定を実施
- ② 管理区分に基づいた必要な措置を実施
- ③ ②の措置の効果を確認するために再測定し、評価

第一管理区分・第二管理区分

新たな規制

③の結果、第三管理区分になった場合

第三管理区分

改善の可否について作業環境管理専門家の意見聴取

改善可能と判断 → 改善措置の実施 → 改善措置の効果確認 → 第三管理区分（改善できず） → 呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底

改善困難と判断 → 呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R5.3) 1

～リスクアセスメント対象物製造事業場向け～

化学物質管理者講習テキスト

第1版
2023年3月

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

皮膚障害等防止用保護具の 選定マニュアル

第1版
2024年2月

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



第三管理区分作業場の管理についてのリーフレット
A4判 6ページ



化学物質管理者講習テキスト
A4判 185ページ



皮膚等障害防止に関して保護具の選定のためのマニュアル
A4判 64ページ

化学物質関係専門家の指導用マニュアルについて

化学物質管理専門家の
指導用マニュアル

令和6年3月

 厚生労働省



化学物質管理専門家の指導用マニュアル（令和6年3月）

今回の政省令改正に伴い、重要な役割を果たす専門家の一つとして、化学物質管理専門家が新設されたところである。

化学物質管理専門家は、労働災害発生事業場等として、労働基準監督署長による改善指示を受けた事業場からの依頼により、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関して対象事業場へ助言するなどの職務がある。

このマニュアルは、化学物質管理専門家の職務を遂行する上で必要な知識等の内容を十分に取り入れたもので、化学物質管理専門家が助言書を作成する際の留意点等を取りまとめたものである。

作業環境管理専門家の
指導用マニュアル

令和6年3月

 厚生労働省



作業環境管理専門家の指導用マニュアル（令和6年3月）

今回の政省令改正に伴い、重要な役割を果たす専門家の一つとして、作業環境管理専門家が新設され、作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化が図られたところである。作業環境管理専門家は、作業環境の改善等に係る専門家として位置づけられており、第3管理区分と区分された場所等における作業環境の改善の可否等を確認する職務がある。このマニュアルは、作業環境管理専門家の職務を遂行する上で必要な知識等の内容を十分に取り入れたもので、作業環境管理専門家が意見書を作成する際の留意点等を取りまとめたものである。

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

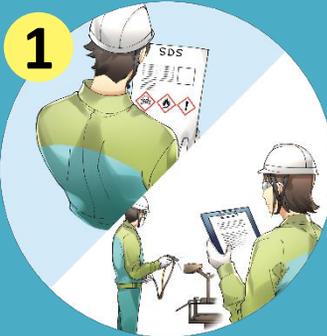
※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



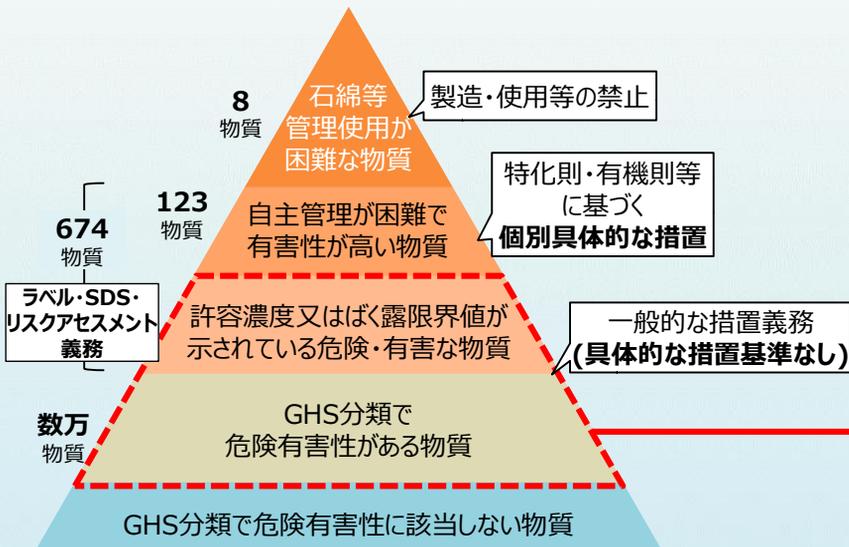
リスクアセスメントの実施



リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の categoriaで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）**や、**実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせる行うことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



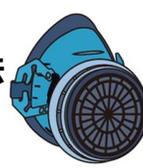
代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「**人体に及ぼす作用**」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メールの送信



HPのURLや二次元コードの伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、**化学物質管理者の選任**が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇い入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前
一部の業種は除外

改正後
全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体制の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②	
安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③	
安衛則第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③	
		濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）			
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
			「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？	
	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？		③
			SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		
安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②	
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？		③
			措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		
特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②	

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら

